

AI・データ契約ガイドライン検討会・作業部会の体制

親会

AI・データ契約ガイドライン検討会

期 間：H29/12～H30/3 3回実施

運 営：原則公開

事務局：NTTデータ経営研究所

●委員(敬称略)

- | | |
|----------------|------------------|
| ○渡部俊也 (東大教授) | 岡田陽介 (ABEJA) |
| ○佐藤智晶 (青学大准教授) | ○齊藤友紀 (PFN) |
| 西岡靖之 (法大教授) | 藤瀬 浩史 (トヨタ自動車) |
| ○岡田淳 (弁護士) | 木村守邦 (日本工作機械工業会) |
| ○柿沼太一 (弁護士) | 林健一郎 (JEITA) |
| 正林真之 (弁理士) | 春山豊 (日本化学工業協会) |
| ○福岡真之介 (弁護士) | 若目田光生 (経団連) |

(○は作業部会併任)

●オブザーバー

業界団体 (JDLA、JILS等)、東京中企投育、NEDO、各省庁 等

- ①ケースの検討内容をとりまとめ、提示
- ②契約ガイドライン(骨子)案作成・提出

アウトプット

AI・データ契約ガイドライン(案)

- 業界団体・事業者等との意見交換
- パブリックコメント

AI・データ契約ガイドライン

WG

AI・契約ガイドライン作業部会

スケジュール：H29/12～H30/3 5回実施

進め方：事業者が持ち込んだケース(計11)を、非公開の場で議論(お悩み相談所式)

ガイドライン作成：企業法務、契約、知財等を専門とする新進気鋭の学者・弁護士・弁理士(一部公募)が、ユースケースに対する議論も踏まえてガイドラインを作成

●メンバー(敬称略)

【座長】渡部俊也(東大教授)

【データ班】(○は主査)

岡田淳(○弁護士)、阿久津匡美(弁護士)、内田誠(弁護士)、尾城亮輔(弁護士)、佐藤智晶(青学大准教授)、殿村桂司(弁護士)、中崎尚(弁護士)

【AI班】(○は主査)

福岡真之介(○弁護士)、大坪くるみ(弁護士)、柿沼太一(弁護士)、齊藤友紀(弁護士)、波多江崇(弁護士)、松下外(弁護士)、渡辺知晴(弁理士)

各局原課
各検討会

N E D O

中小企業
投資育成、
I N C J 等

法律事務所
特許事務所

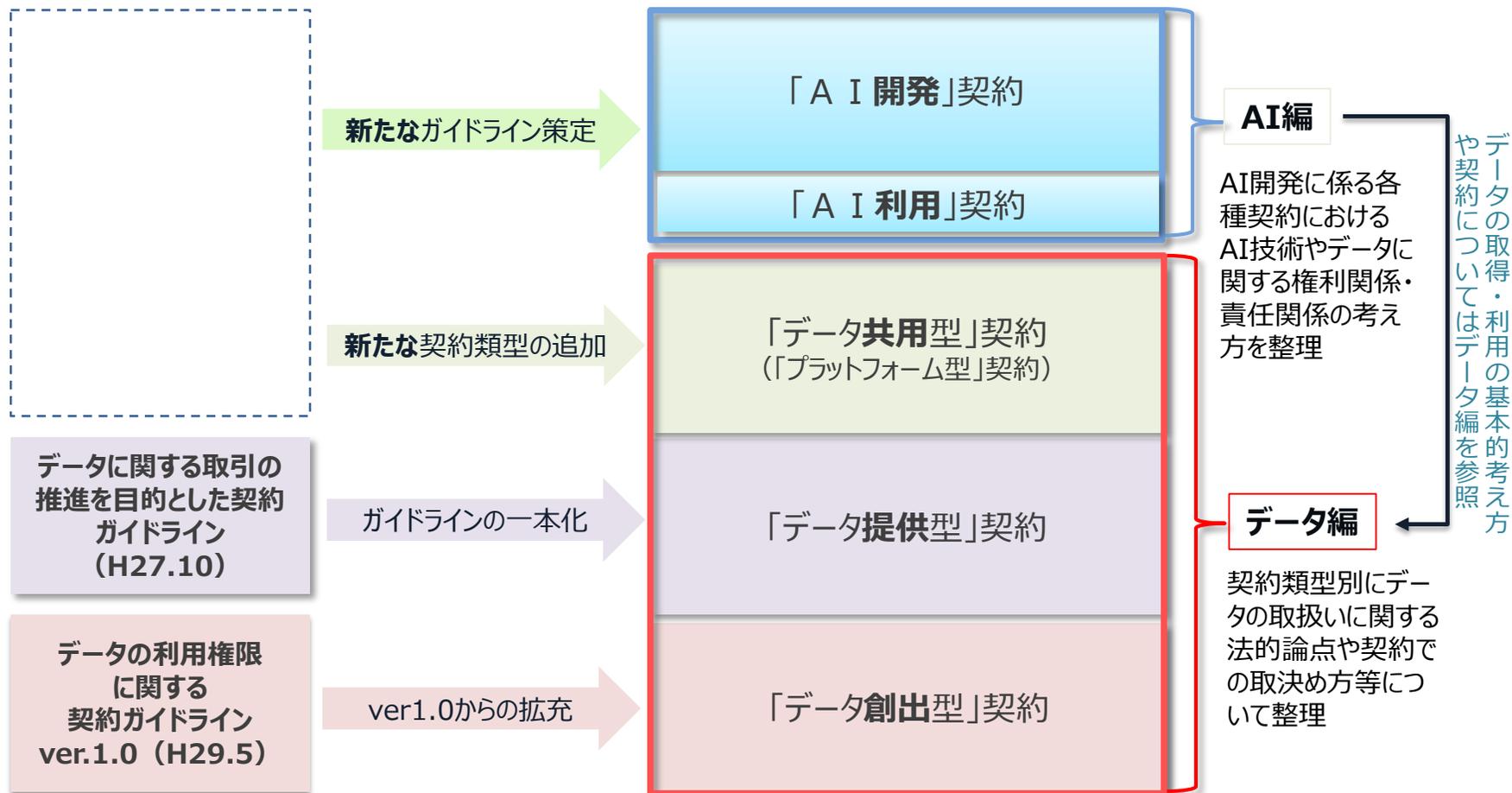
事業者

個別案件相談
ケース持ち込み

新ガイドラインの位置づけ

これまで

AI・データの利用に関する契約ガイドライン



データ編の概要

【データ編の目的】

契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、各契約当事者の立場を検討、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素を提示。

【4つの基本的視点】

- データ流通・利活用の重要性と課題
- 契約の高度化の意義
- イノベーションの促進
- 国際協調の意義

【想定する読者・契約類型】

- ・全ての企業において契約に関わる者を想定、平易な表現に努めつつ、先端的、専門的な内容も掲載。
- ・契約類型として、分かりやすく、提供、創出、共用の3類型に整理。

【データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識】

- ・「データ・オーナーシップ」の意義を再考。本ガイドラインでは、データの利用権限を主張しうる債権的な地位として法的性格を整理。
- ・データ流出や不正利用を防止する各種法的手段を網羅的に紹介。

契約類型別にその構造・法的性質や課題、法的論点とその考え方、適切な取決め方法を網羅的に整理

	「データ提供型」契約	「データ創出型」契約	「データ共用型」契約
構造	(1)意義 ・データ提供者から他方当事者に対してデータを提供する際に、他方当事者の利用権限その他提供条件等を取り決める契約 (2)法的性質 データの譲渡、ライセンス、共同利用 (3)主体の個別性	(1)対象範囲 ・データが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する必要がある場合の契約 (2)課題 ・権限の調整ルールや利用方法が不明確 ・個人情報やプライバシー権に要配慮	(1)意義 ・プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする種類の契約 (2)複雑化する当事者間の法律関係 (3)データのフロー・利用の仕組みの分析 データ提供／収集、データの保管・加工・分析、データの共用・活用
主な法的論点等	・派生データ等の利用権限の有無 ・提供データの品質問題 ・提供データに起因する損害の負担 ・提供データの目的外利用 ・クロス・ボーダー取引における留意点 ・個人情報等を含む場合の留意点 等 ・データ流通阻害原因とその対処法	・当事者間で設定すべき利用条件 ・対象データの範囲・粒度 ・分析・加工および派生データの利用権限 ・保証／非保証、収益分配、コスト・損失負担 ・管理方法、セキュリティ等との関係 ・消費者との契約の場合の留意点 等	・主たる検討事項（データ活用の目的・方法、PF事業者選定、PF活用を促す仕組み等） ・利用規約の要否・種類 ・データ利用範囲を利用規約に記載する意義 ・データの種類、参加者の範囲 ・誰がプラットフォーム事業者か 等
	適切な取決め方法	適切な取決め方法	利用規約における主要事項

モデル契約書案① データ提供型契約

モデル契約書案② データ創出型契約

別添 1 産業分野の事例紹介

別添 2 ユースケース集（作業部会において検討した全5ケース）について構成員の法的見解と併せて完全収載）

AI編の概要

【目的】

AIソフトウェアの特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、当事者の適切なインセンティブ形成の方法、トラブル予防方法等についての基本的考え方を提示。当事者が納得する合理的な契約を締結するための情報を示し、契約プラクティスを形成する一助とする。

【AI技術の解説】

- ・基本的概念（AI、AI技術、機械学習）の説明等
- ・本ガイドラインが想定するAI技術の実用化の過程 学習段階（学習用データセット生成段階、学習済みモデルの生成段階）、利用段階

●AI技術の特性

- ・学習・推論の結果、生成される学習済みモデルの性質・効果が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと
- ・学習済みモデルの性質・効果が学習用データセットによって左右されること
- ・ノウハウの重要性が高いこと
- ・生成物について再利用の需要が存在すること

【AI開発における基本的な考え方】

AIソフトウェアの開発・利用を巡る契約の現状、契約検討に向けた視点、当事者間で問題が生じうる事項、契約内容の決定、独禁法の問題

学習済みモデルの開発契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの開発類型**：学習済みモデルのみ開発する類型、学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型、学習済みモデルの開発の再受託を受ける類型
- ◆ **開発方式**：ソフトウェア開発方式（ウォータフォール型/非ウォータフォール型）、学習済みモデル開発に適した開発・契約方式
- ◆ **契約における考慮要素**：契約の法的性質、契約における交渉のポイントと留意点

学習済みモデルの利用契約におけるポイント

- ◆ **学習済みモデルの利用サービス類型**：ベンダが学習済みモデルを提供し、ユーザが利用するサービス、ベンダが学習用プログラムを提供し、ユーザが利用するサービス方式等
- ◆ **サービスの提供方式**：クラウドサービス型/オンプレミス型/その他
- ◆ **契約の形式**：クラウドサービス契約/ソフトウェアライセンス契約等
- ◆ **契約における考慮要素**：学習済みモデルのカスタマイズ、入力データ、再利用モデル、AI生成物

国際的取引の視点

- ◆ 適用法の確定・紛争解決手段の選択
- ◆ AI技術を利用したソフトウェア開発・利用で問題となりうる事項：データ作成段階（著作物を含む場合、パーソナルデータを含む場合、表明保証条項の活用）、学習済みモデルの開発段階（権利帰属、リバースエンジニアリングの禁止）、学習済みモデルの利用段階（外為法・技術輸出入規制）

モデル契約書案と解説 探索的段階型開発を想定したそれぞれの段階における契約（**秘密保持契約書**、**導入検証契約書**、**ソフトウェア開発契約書**）

別添ユースケース集 作業部会において検討した全5ケースについて構成員の法的見解と併せて完全収載